横浜市高齢者食事サービス事業実施要綱

制 定 平成7年10月20日 福長第 333号 (福 祉 局 長 決裁) 最近改正 令和3年3月1日 健高在第1307号 (健康福祉局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、食事確保と日常の安否確認について支援が必要なひとり暮らしの要援護高齢者等に対し、訪問による食事の提供と安否確認を行う横浜市高齢者食事サービス事業(以下「食事サービス事業」という。)を実施することにより、自立した在宅生活を支援するとともに、低栄養状態の予防・改善を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 食事サービス事業の実施主体は横浜市とする。ただし、前条の目的を達成するために食事サービス事業の運営を良好に実施できると認められる社会福祉法人、民間事業者等に本事業の一部を委託することができる。

(実施地域)

第3条 食事サービス事業は、市内全域を対象とする。

(利用者)

- 第4条 この要綱により食事サービス事業を利用できる者(以下「利用者」という。)は、 市内に居住し、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 利用者の心身の状況が次のいずれかに該当する場合
 - ア 介護保険の要介護2から要介護5に認定された者
 - イ 介護保険の居宅要支援被保険者等又は要介護1に認定された者であって、認知症 (認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅡ以上に該当する場合をいう。)があり、 食事確保が困難な者
 - ウ 介護保険の居宅要支援被保険者等又は要介護1に認定された者であって、低栄養 状態のおそれが高く、食事確保が困難な者
 - エ 身体障害者(視覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害のいずれかの障害により1級から3級の身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)であって、心身の障害及び傷病等の理由により、食事確保が困難な者
 - (2) 利用者の世帯の状況が次のいずれかに該当する場合

ア ひとり暮らし

- イ 家族が日中に就労することを常態としているため、世帯の介護力に欠ける場合
- ウ 家族が疾病、障害のため、世帯の介護力に欠ける場合
- 2 前項の規定にかかわらず、横浜市福祉保健センター長(以下「センター長」という。) が特に必要と認める場合には、利用者とすることができる。

(食事サービス内容)

- 第5条 食事サービス事業で実施するサービス(以下「食事サービス」という。)内容は 次に掲げるものとする。
 - (1) 栄養バランスの取れた食事の調理及び居宅への配達
 - (2) 配食時における安否の確認

- (3) 配食時における緊急時等の対応及び関係機関への連絡
- (4) その他必要な連絡調整

(食事サービス回数)

第6条 利用者は、1日1食、週5日を限度とし、食事サービスを利用することができる。

(利用期間)

- 第7条 食事サービスの利用期間は、次のとおりとする。
 - (1) 第4条第1項第1号ア又はイに該当する利用者については、開始予定日から要介護認 定有効期間又は要支援認定有効期間の末日までの期間
 - (2) 第4条第1項第1号ウに該当する利用者については、開始予定日から開始予定日が属する月の末日までの期間と6月間を合算して得た期間(ただし、開始予定日が月の初日である場合にあっては、6月間)
 - (3) 第4条第1項第1号エに該当する利用者であって、障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の介護給付費等の支給決定を受 けている場合は、開始予定日から自立支援給付支給期間の末日までの期間
 - (4) 第4条第1項第1号エに該当する利用者であって、前号に該当しない場合は、開始予定日から開始予定日が属する月の末日までの期間と12月間を合算して得た期間(ただし、開始予定日が月の初日である場合にあっては、12月間)
- 2 前項の規定にかかわらず、センター長が必要と認めるときは、利用期間を適宜定めることができる。

(食事サービス実施日)

第8条 第2条に基づき横浜市と委託契約を締結した事業者(以下「委託事業者」という。) のサービス実施日は、当該委託契約においてあらかじめ定める日とする。ただし、国民 の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月 3日までの間は、実施しないことができる。

(自己負担額)

第9条 利用者は、食材料費等実費相当額を負担するものとする。

(経費)

第10条 食事サービスにかかる経費については、前条に規定する実費相当額を除き、市は 予算の範囲内において負担するものとする。

(アセスメント及び食事サービス事業の利用調整)

- 第11条 食事サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という。)は、居宅介護支援事業所、横浜市地域包括支援センター又は横浜市福祉保健センター(以下「アセスメント実施機関」という。)において、総合的な状況把握及び評価(以下「アセスメント」という。)並びに食に関わるサービスの利用調整を受けるものとする。
- 2 アセスメント実施機関は、前項の実施に当たっては、その記録を既存の居宅サービス 計画、介護予防サービス計画等(以下「ケアプラン等」という。)に反映させるよう努 めるものとする。

(利用の申請)

- 第12条 利用希望者は、アセスメント実施機関に対して、希望する委託事業者との事前の 連絡調整及び食事サービス利用調整結果票(第1号様式)(以下「調整結果票」という。) の作成を依頼する。
- 2 利用希望者は、食事サービス利用(変更・更新)申請書(第2号様式)(以下「申請書」という。)に、調整結果票を添付し、利用者の居住地を管轄するセンター長(以下「管轄センター長」という。)に申請する。
- 3 アセスメント実施機関は、利用希望者の依頼を受けたとき、前項の申請を行うことが できる。その場合、調整結果票及び申請書の写しを保管する。

(利用の決定)

- 第13条 管轄センター長は、前条の規定による申請について、申請内容に疑義等がある場合は、アセスメント実施機関への照会等により内容を確認し、利用の可否について決定する。
- 2 管轄センター長は、利用を決定したときは食事サービス決定通知書(第3号様式の1) を、利用を却下したときは食事サービス却下通知書(第4号様式の1)を利用希望者に 通知する。
- 3 管轄センター長は、食事サービスの利用を決定したときは、当該委託事業者に対し、 食事サービス開始依頼書(第5号様式)により食事サービスの開始を依頼する。なお、 依頼にあたっては、調整結果票及び申請書の写しを添付する。
- 4 当該委託事業者は、食事サービス開始前に利用者の居宅を訪問し、その利用に係る説明等を行わなければならない。

(決定内容の変更)

- 第14条 利用者は、食事サービスの決定内容について変更を希望する場合又はアセスメント実施機関が利用期間内に著しい状態の変化が認められ、食事サービスの決定内容に変更が必要と認めた場合、申請書に調整結果票を添付し、管轄センター長に申請するものとする。ただし、軽微な変更の場合は、調整結果票を省略することができる。
- 2 アセスメント実施機関は、利用者の依頼を受けたときは、前項の申請を行うことができる。その場合、アセスメント実施機関は、調整結果票及び申請書の写しを保管する。
- 3 管轄センター長は、変更を決定したときは、食事サービス変更決定通知書(第6号様式の1)により当該利用者に通知するとともに、委託事業者に対しては、食事サービス開始依頼書(第5号様式)、食事サービス変更依頼書(第7号様式)又は食事サービス廃止依頼書(第8号様式)により依頼する。なお、依頼する際には、必要に応じて、調整結果票及び申請書の写しを添付する。
- 4 前項により新たに食事サービスを開始する委託事業者は、食事サービス開始前に利用 者の居宅を訪問し、その利用に係る説明等を行わなければならない。

(利用期間の更新)

- 第15条 利用者は、利用期間の更新(延長)を希望するときは、利用期間が満了するまでの間に新たにアセスメント実施機関が作成した調整結果票を管轄センター長に提出しなければならない。この場合、アセスメント実施機関は、当該調整結果票の写しを保管する。
- 2 管轄センター長は、前項により提出された調整結果票により利用期間の更新を決定するときは、食事サービス更新決定通知書(第9号様式の1)を利用者に通知するとともに、食事サービス更新依頼書(第10号様式)により当該委託事業者に依頼する。なお、

依頼する際には、必要に応じて、調整結果票及び申請書の写しを添付する。

- 3 更新における利用期間については、第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「開始予定日」とあるのは「更新前の利用期間の末日の翌日」と読み替えるものとする。
- 4 管轄センター長は、利用期間の更新と同時に第14条に規定する変更を決定するときは、第2項中「食事サービス更新決定通知書(第9号様式の1)」を「食事サービス変更兼更新決定通知書(第11号様式の1)」に、「食事サービス更新依頼書(第10号様式)」を「食事サービス開始依頼書(第5号様式)、食事サービス変更依頼書(第7号様式)、食事サービス廃止依頼書(第8号様式)、食事サービス更新依頼書(第10号様式)又は食事サービス変更兼更新依頼書(第12号様式)」に読み替えるものとする。

(利用の廃止)

- 第16条 利用者又はその親族(以下「利用者等」という。)は、次の各号に定める事由に該当するときは、食事サービス利用廃止届(第13様式)を管轄センター長に届け出なければならない。ただし、第2号に該当し、区間異動で転居後も食事サービスを継続して利用する場合には、第14条に規定する変更手続きによるものとする。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 区外に転出したとき
 - (3) 食事サービスの実施地域外に転居したとき
 - (4) 入院又は施設入所その他の理由による食事サービスの利用中断の期間が3か月を超えたとき
 - (5) 利用を辞退したいとき
 - (6) 利用対象者に該当しなくなったとき
- 2 アセスメント実施機関は、前項の届出について、利用者等の依頼を受け、管轄センター長に提出することができる。
- 3 管轄センター長は、食事サービスの利用廃止を決定したときは、食事サービス廃止通知書(第14号様式)により当該届出者に通知するとともに、当該利用者が利用している委託事業者に対し、食事サービス廃止依頼書(第8様式)により廃止を通知する。

(管轄センター長による変更、廃止)

- 第17条 管轄センター長は、第14条による変更申請又は第16条による廃止届出の有無にかかわらず、次の各号に該当するときは、食事サービスの内容等を変更し、又は食事サービスの利用を取り消すことができる。
 - (1) 食事サービス決定通知書(第3号様式)の記載内容に変更があったと管轄センター 長が認めたとき
 - (2) 利用者が利用料を支払わないとき
 - (3) その他、管轄センター長が必要と認めたとき

(食に関わるサービスの情報収集及び提供)

第18条 横浜市地域包括支援センターは、食に関連する各種の福祉保健サービス、地域に おける自主的なサービス活動等の情報を収集し、アセスメント実施機関が第11条に基づ くサービス利用調整を行うに当たって、適切な情報提供に努めるものとする。

(委託事業者の責務)

第19条 委託事業者は、食中毒の予防のため、調理室及び従事者について適正な衛生管理

を行わなければならない。

- 2 委託事業者は、栄養士の指導のもとに、利用者に適した献立に配慮するものとする。
- 3 委託事業者は、利用者の心身の状態及び世帯の状況等に変化が生じた場合には、センター長又はアセスメント実施機関に連絡しなければならない。
- 4 委託事業者は、この事業にかかる経理と他の事業にかかる経理とを明確に区分するものとする。

(従事者の服務)

- 第20条 委託事業者は、次に掲げる事項を食事サービス事業の従事者の服務としなければならない。
 - (1) 従事者は、業務中は常に身分を証明する証票を携帯し、利用者の請求があったときは、これを提示しなければならないこと
 - (2) 従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと

(書類の整備)

- 第21条 委託事業者は、次の書類を整備しておかなければならない。
 - (1) 利用者名簿
 - (2) ケース記録
 - (3) 配達記録
 - (4) 業務日誌
 - (5) 会計帳簿
 - (6) 衛生管理記録

(利用申込書等の保管及び廃棄)

第22条 委託事業者は、横浜市福祉保健センターから送付された食事サービス開始依頼書 (第5号様式)その他の利用者の個人情報が記載された書類を適切に保管するとともに、保管の必要がなくなった場合には、裁断等適切な方法により確実かつ速やかに廃棄しなければならない。

(実施状況の報告)

- 第23条 委託事業者は、各月終了後、速やかに事業の実施状況について、食事サービス事業実績報告書(第15号様式)により、健康福祉局長あて報告しなければならない。
- 2 前項の報告には、当該月の献立を添付する。
- 3 委託事業者は、健康福祉局長が指示した場合には、利用者の状況について報告しなければならない。

(業務内容の改善)

- 第24条 健康福祉局長は、食事サービス事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供 されるよう、委託事業者の業務内容を調査し、改善についての指導等必要な措置を講ず るものとする。
- 2 委託事業者は、利用者の声を業務に反映させ、サービスの質の向上に努めるものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、食事サービス事業の実施について必要な事項は、

健康福祉局長が別に定める。

- 2 健康福祉局長は食事サービス事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じ て周知を図るものとする。
- 3 食事サービス決定通知書(控)(第3号様式の2)、食事サービス却下通知書(控) (第4号の2)、食事サービス変更決定通知書(控)(第6号様式の2)、食事サービ ス更新決定通知書(控)(第9号様式の2)、食事サービス変更兼更新決定通知書(控) (第11号様式の2)及び食事サービス廃止通知書(控)(第14号様式の2)については、 内部決裁において使用するものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の 間、適宜修正の上使用することができる。

附則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

- 1 施行期日
 - この要綱は、平成9年1日から施行する。
- 2 経過措置
 - この要綱の施行日前の申請に係る「利用対象者」については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

附則

- 1 施行期日
 - この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 経過措置
 - この要綱の施行日前の申請に係る「利用対象者」については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

附則

1 執行期日

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

2 経過措置

この要綱の施行の際、利用決定がされている者については、平成17年3月31日までの間に、第11条に基づく利用申込みをしなければならない。それまでの間は、従前の例により、本事業に基づくサービスを受けられるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市高齢者食事サービス事業実施 要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用する ことができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市高齢者食事サービス事業実施 要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用する ことができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱施行の際現にこの要綱による改正前の横浜市高齢者食事サービス事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)による利用者で、この要綱による改正後の横浜市高齢者食事サービス事業実施要綱(以下「新要綱」という。)第4条に規定する要件に該当しない者(この要綱施行後に要件に該当しなくなった者を含む。)は、旧要綱第4条の要件を満たす場合に限り、平成19年11月30日までの間、引き続き食事サービスを利用することができるものとする。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の 間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の 間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年3月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の 間、適宜修正の上使用することができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の 間、適宜修正の上使用することができる。
- 3 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例 による。

食事サービス利用調整結果票

区 分	1 新規 2 継続 (□前回と変更あり □前回と変更なし)
ふりがな 利用者氏名	生年月日 年 月 日生(歳)
利用者住所	区
対象者区分	1 要介護2以上 2 要支援・要介護1で認知症 3 要支援・要介護1で低栄養 4 身体障害者 5 その他(
本人の心身の状況	要支援()・要介護() 認定有効期間または 年 月 日~
	身体障害者手帳()級 障害名()自立支援給付支給期間 年 月 日
	要支援・要介護1で認知症がある場合
	認知症高齢者日常生活自立度 () (□認定調査と同じ □認定調査後悪化) (具体的な心身の状況)
	(X(Fr)) \$ (X(D))
世帯状況	1 ひとり暮らし
(世帯の介護力)	2 同居者が日中に就労することを常態としているため、食事確保が困難
	3 同居者が疾病・障害のため、食事確保が困難
	(著しい体力低下により日常生活に支障のある場合を含む。)
低栄養状態リスク	4 その他 () 1 体重減少率()% ※体重減少率=(前体重-現体重)÷前体重
似木食仏態リグク	1
	2 血清アルブミン値 ()g/dl 検査日(年 月 日)
	3 その他
食事の形態	1 普通食
区 争 ジ ル 温	1 日
	3 介護食:軟食・きざみ食・ミキサー食・その他
食関連サービスの	
利用調整の状況	食事サービス
(該当箇所に○)	訪問介護
	通所介護
特 記 事 項	(医師の指示、本人や家族の状況等上記以外の特筆すべき事項を記入)
食事サービスの 必 要 性	(食事確保困難な理由・安否確認が必要な理由、他のサービスとの役割分担、支援方針などを記入)
食事サービス 事 業 者 名	
	記入年月日 年 月 日
アセスメント	所属名称
担当者等	氏 名 電話 ()
福祉保健センター 処理欄(利用期間設定)	□認定有効期間、自立支援支給期間と同じ □12か月間(身体障害者で自立支援以外) □6か月間(低栄養) □その他()

第2号様式	(第12条第2項・3項、	第13条第3項、	第14条第1項・	2項・3項、	第 15 条第 2 項	<u> </u>
				年	月	日
(申請先)						
横浜市	福祉保健	センター長				

 (利用者氏名)

 申請者氏名

 住所

 電話番号

 代行理由

食事サービス利用(変更・更新)申請書

横浜市高齢者食事サービスについて次のとおり申請します。

⊵	5 分		□新	規	[□変更			□更	新							
	フリガラ氏 名									生	三年月日	3		年	F		日生
利	住 彦	ŕ			区												
用			電話:		()			F	A	X:		()		
者	要介護度	F C	要支援	()	・要介	護())	認 有効			年		月	日~	年	J	目
	身体障害	Î	身体障	害者等	手帳() ;		^{自立支} 支給			年		月	日~	年	J	日
利力	用希望	∄	事	業	者	名	,	月	火		水		木	金		土	目
の	日には昼・別をご記入																
<	ださい。																
利 <i>)</i> 希		更日	:	年	月	日以降	(変		更事由:場合そ		節所)						
	第	1	氏名							利	用者と	の	関係				
臣立	通報	た	住所	主所 Tel													
	第	2	氏名														
緊急連絡先	通報	先	住所	E所 Tex													
兀	第	3	氏名	 元名 利用者との関係													
	通報		住所							Tel							
>>, 厚	2. 自油级5	=1.7	ついて	十 沂	迷の古る	き親族祭	~ 宝	に連絡	次がレ	h:	スおな	<u></u>	コスノだ	,キハ			

【同意事項】

食事サービス事業を利用するにあたって必要な範囲で、介護保険の資格の認定及び給付の状況について横浜市が確認し、又、本申請書及び調整結果票の記載内容について委託事業者へ提供することに同意します。

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス決定通知書

先の申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

申請日		開始予定日	
利用期間			
対象者氏名			
	₹		生年月日
住 所			電話番号
			電話番号区分
			FAX番号
利用回数	週回		
事業所名			
注意事項			

あなたの食事サービス利用日は次のとおりです。

事業所名	月	火	水	木	金	土	日

(A4)

横浜市 福祉保健センター長

食事サービス決定通知書(控)

先の申請について、次のとおり決定します。あわせて、関係者あてに通知します。

		0 31 / 8 0 / 1 2 1		
申請日		開始予定日		
利用期間				
対象者氏名				
	₸		生年月日	
住所			電話番号	
			電話番号区分	
			FAX番号	
利用回数	週回			
事業所名				
注意事項				

あなたの食事サービス利用日は次のとおりです。

事業所名	月	火	水	木	金	土	日

	課長	係長	担当

年 月 日起案

年 月 日決裁済

(A4)

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス却下通知書

	・ 月 日の申請について、次のとわり却下しましたので囲丸	1しより。	
対象者氏名			
	〒	生年月日	
住 所		電話番号	
		電話番号区分	
		FAX番号	
却下事由			

横浜市 福祉保健センター長

食事サービス却下通知書 (控)

月 日の申請について、次のとおり却下しましたので通知します。

	7, 7, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,	- 3. 7 0	
対象者氏名			
	〒	生年月日	
住所		電話番号	
		電話番号区分	
		FAX番号	
却下事由			

	課長	係長	担当
■ 年 月 日起案	至 年	月 日決	·裁済

年 月 日

様

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス開始依頼書

先の申請について、次のとおり決定しましたので通知します。_____

申請日					開始可能日	3		
利用期間						-		
対象者氏名								
	₹						生年月	
住所							電話番-	
							電話番号	
							FAX番	号
事業所名								
	月	火	水	木	金	土	目	合 計
利用回数								週回利用
備考析	闌							

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス変更決定通知書

先の申請について、次のとおり変更決定しましたので通知します。

申請日		変更日	以降の利用から				
利用期間							
対象者氏名							
	₸			生年月日			
住 所				電話番号			
				電話番号区分			
				FAX番号			
事業所名							
変更事由							

あなたの変更後の食事サービス利用日は次のとおりです。

事業所名	月	火	水	木	金	土	日

横浜市 福祉保健センター長

食事サービス変更決定通知書(控)

先の申請について、次のとおり変更決定します。あわせて、関係者あてに通知します。

申請日		変更日	以降の利用から				
利用期間							
対象者氏名							
	₸		生年月日				
住所			電話番号				
12. 171			電話番号区分				
			FAX番号				
事業所名							
変更事由							

あなたの変更後の食事サービス利用日は次のとおりです。

事業所名	月	火	水	木	金	土	目

	課長	係長	担当

年 月 日起案

年 月 日決裁済

(A4)

年 月 日

様

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス変更依頼書

先の申請について、次のとおり変更決定しましたので依頼します。

申請日	変更日						以陷	をの利用だ	126	
利用期間										
対象者氏名										
	Ŧ							年月日		
住所								話番号		
								番号区分		
							F	AX番号		
事業所名										
	月	火	水	木	金	土		日	合	計
利用回数									週	回利用
変更事由							•			
備考欄										

年 月 日

様

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス廃止依頼書

先の申請について、次のとおり廃止決定しましたので通知します。

申請日				廃止日					
利用期間									
対象者氏名									
	Ŧ						生年月日		
住所							電話番号		
						—	宣話番号区分		
							FAX番号		
事業所名									
	月	火	水	木	金	土	日	£	計
利用回数								週	回利用
							•		
備考欄									

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス更新決定通知書

先の申請について、次のとおり更新決定しましたので通知します。

申請日		更新日	以降の利用から				
利用期間							
対象者氏名							
	₸			生年月日			
住 所				電話番号			
				電話番号区分			
				FAX番号			
事業所名							
更新事由							

あなたの更新後の食事サービス利用日は次のとおりです。

事業所名	月	火	水	木	金	土	日

横浜市 福祉保健センター長

食事サービス更新決定通知書(控)

先の申請について、次のとおり更新決定します。あわせて、関係者あてに通知します。

申請日		更新日	以降の利用から				
利用期間							
対象者氏名							
	₸			生年月日			
住所				電話番号			
				電話番号区分			
				FAX番号			
事業所名							
更新事由							

事業所名	月	火	水	木	金	土	目

	課長	係長	担当

年 月 日起案

年 月 日決裁済

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス更新依頼書

先の申請について、次のとおり更新決定しましたので通知します。

申請日	更新日				以陷	蚤の利用だ	126		
利用期間			<u> </u>		-				
対象者氏名									
	₹						生年月日		
住所							電話番号		
							活番号区分		
						F	AX番号		
事業所名									
	月	火	水	木	金	土	日	合	計
利用回数								週	回利用
更新事由				•					
備考欄									

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス変更兼更新決定通知書

先の申請について、次のとおり変更・更新決定しましたので通知します。

申請日		変更・更新日	以降の利用から			
利用期間						
対象者氏名						
	₸			生年月日		
住所				電話番号		
住所				電話番号区分		
				FAX番号		
事業所名						
変更事由						

あなたの変更後の食事サービス利用日は次のとおりです。

事業所名	月	火	水	木	金	土	日

横浜市 福祉保健センター長

食事サービス変更兼更新決定通知書(控)

先の申請について、次のとおり変更・更新決定します。あわせて、関係者あてに通知します。

申請日		変更・更新日	以降の利用から				
利用期間							
対象者氏名							
	₸		生年月日				
住所			電話番号				
压 171			電話番号区分				
			FAX番号				
事業所名							
変更事由							

あなたの変更後の食事サービス利用日は次のとおりです。

事業所名	月	火	水	木	金	土	日

	課長	係長	担当

年 月 日起案

年 月 日決裁済

(A4)

年 月 日

様

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス変更兼更新依頼書

先の申請について、次のとおり変更・更新決定しましたので通知します。

申請日	変更・更新日				以降の利用から					
利用期間					-					
対象者氏名										
	₹						-	生年月日		
住 所							<u> </u>	電話番号 話番号区分		
	<u>-</u>							AX番号		
事業所名										
	月	火	水	木	3	金	土	日	合	計
利用回数									週	回利用
変更事由				•	•					
	1									
備考欄										

(届出先)

横浜市 福祉保健センター長

(届出者)	氏	名	(続柄)
	住	所		
	電話者	番号		
		代 行 者		<u> </u>
	1	代 行 理 由		ر –

食事サービス利用廃止届

次のとおり、横浜市高齢者食事サービスの利用廃止を届け出ます。

人のこわり、演供中向即有及事り ころの利用廃止を抽り口より。						
利用者氏名						
住所	生年月日 年 月 (日 生 歳)				
電話番号	F A X					
廃止事由 発生 日	年 月 日					
事業者名						
	次のいずれかに○をしてください。					
	1 死亡					
	2 区外転居					
	3 実施地域外への転居					
廃止事由	4 特別養護老人ホーム等への入所、病院等への入院					
	5 利用対象者に該当しなくなった					
	6 その他					
	(具体的に:)					

年 月 日

様

横浜市 福祉保健センター長 印

食事サービス廃止通知書

先の申請について、次のとおり廃止決定しましたので通知します。

申請日		廃止日		
利用期間				
対象者氏名				
	₸		生年月日	
住所			電話番号	
			電話番号区分	
			FAX番号	
事業所名				
廃止事由				

横浜市 福祉保健センター長

食事サービス廃止通知書 (控)

先の申請について、次のとおり廃止決定します。あわせて、関係者あてに通知します。

申請日		廃止日		
利用期間				
対象者氏名				
	₹		生年月日	
住所			電話番号	
			電話番号区分	
			FAX番号	
事業所名				
廃止事由				

	課長	係長	担当
年 月 日起	案	年月日	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -

(A4)

(報告先)

横浜市健康福祉局長

委託事業者名

食事サービス事業実績報告書(年月分)

1 利用人員(居住区別)

鶴見区	人	保土ケ谷区	人	青葉区	人
神奈川区	人	旭区	人	都筑区	人
西区	人	磯子区	人	戸塚区	人
中区	人	金沢区	人	栄区	人
南区	人	港北区	人	泉区	人
港南区	人	緑区	人	瀬谷区	人
合計				人	

2 利用人員(区分別)

高	齢	者	障	害	者
		人			人

3	実施	\Box	粉
J	/	н	女人

	~ ~ .	
		\vdash
		日

(注) 65歳以上の障害者は高齢者に区分する。

4 延べ食数

- / - / ///					
鶴見区	食	保土ケ谷区	食	青葉区	食
神奈川区	食	旭区	食	都筑区	食
西区	食	磯子区	食	戸塚区	食
中区	食	金沢区	食	栄区	食
南区	食	港北区	食	泉区	食
港南区	食	緑区	食	瀬谷区	食
合計				食	

5 その他

待機者数 (月末現在)	中断者数(月末現在)	安否確認時の緊急連絡
人	人	件

(注) 本報告書には当該月の献立を添付してください。